

設計	校合

令和7年度業務委託仕様書

1. 委託件名 第四次川越市スポーツ推進計画策定支援業務委託

2. 委託場所 川越市内

3. 金額(税抜き額) _____ 円

4. 金額(税込み額) _____ 円

5. 委託の概要

第四次川越市スポーツ推進計画策定支援業務委託 一式

本業務は、第四次川越市スポーツ推進計画の策定にあたり、策定の支援に関する業務を行うものである。

期間: 契約締結日～令和8年3月30日

委 託 費 内 訳 表

種別 細別・企画	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
第四次川越市スポーツ推進計画策定支援業務委託					
__直接費	1	式			
____直接人件費	1	式			
_____(1)本市等の関連資料をもとにした、スポーツ推進に関する現状分析	1	式			第1号一位代価表
_____(2)計画(案)の策定支援	1	式			第2号一位代価表
_____(3)計画書の作成	1	式			第3号一位代価表
_____(4)打合せ・協議	1	式			第4号一位代価表
____直接経費	1	式			
__間接費	1	式			
____諸経費	1	式			

委 託 費 内 訳 表

種別 細別・企画	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
業務価格(設計)					
消費税相当額					10%
業務委託費					

第1号一位代価表 (1)本市等の関連資料をもとにした、スポーツ推進に関する現状分析

1式当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小計					

第2号一位代価表 (2)計画(案)の策定支援

1式当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小		計			

第3号一位代価表 (3)計画書の作成

1式当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小		計			

川越市

第4号一位代価表 (4)打合せ・協議

1式当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
小		計			

第四次川越市スポーツ推進計画策定支援業務委託 仕様書

(目的)

第1条 本業務は、川越市（以下「本市」という。）における第四次川越市スポーツ推進計画（以下「当該計画」という。）の策定にあたり、専門的な知識を有した者から策定にあたっての支援を受けることで、より緻密な計画策定を可能にすることを目的とする。

(委託期間)

第2条 本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月30日（月）までとする。

(調査・分析すべき地域)

第3条 本業務の地域は、本市全域とする。

- 2 前項に示す地域にくわえ、近隣市町及び周辺都県からのスポーツ需要についても可能な範囲で配慮するものとする。

(業務内容)

第4条 本業務の実施内容は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 本市等の関連資料をもとにした、スポーツ推進に関する現状分析
 - ア) 従前の川越市スポーツ推進計画の課題抽出・検討分析
 - イ) 令和5年度に実施済みのアンケート調査結果の分析・修正
- (2) 計画（案）の策定支援
 - ア) 計画の校正、施策や重点事業の検討・提案
 - イ) 必要となる図表等の作成
 - ウ) 骨子案・原案の作成
 - エ) 計画書策定取りまとめ
- (3) 計画書の作成（印刷不要・電子データのみ提供）
 - ア) 計画書の作成
- (4) 打合せ・協議

(計画（原案）の記載事項)

第5条 当該計画の原案に記載すべき事項は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) スポーツに関する現状及び課題
- (2) 市の上位計画及び関連計画との関連性の整理

- (3) 国のスポーツ基本計画、埼玉県スポーツ推進計画との関連性の整理
- (4) スポーツ施策の推進によって実現される将来都市像
- (5) 計画の目標
- (6) 目標達成に必要な施策パッケージ
- (7) 計画の達成度を示す指標
- (8) 関係者の役割分担
- (9) 推進体制
- (10) その他必要な事項

(協議・打合せ)

第6条 本業務の円滑適正な遂行のため、業務開始前、業務の進捗に合わせて、打合せを実施するものとする。

- 2 受注者は、前項の打合せの後、速やかに打合せ記録を本市に提出し、承認を得なければならない。
- 3 受注者は、業務開始前の打合せに際して、業務計画書を本市に提出しなければならない。

(他計画との関係)

第7条 本業務の実施にあたっては、本市の総合計画と齟齬のないようにしなければならない。

- 2 前項に示すもののほか、関連する計画の情報を収集・整理し、それら計画と調和のとれたものとなるよう業務を行うものとする。

(成果品)

第8条 本業務における成果品は、当該計画の計画書、概要版及び分析等にかかるデータ集の電子データ（PDF版及びワード・エクセル版）とし、第2条の定める期間のうちに、スポーツ振興課に納品しなければならない。

- 2 成果品はモノクロ印刷した場合においても、判読ができるよう配慮されたものとする。
- 3 成果品は、色覚障害を有する方に配慮されたものでなければならない。
- 4 成果品に関する著作権等の権利はすべて本市に帰属するものとし、本市の判断において公表等されることを受注者はあらかじめ了承するものとする。
- 5 成果品に係るデータは、受注者の責任において業務終了後5年間保存することとし、本市が求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- 6 本業務の実施にあたっては、川越市環境方針に配慮し、環境負荷の低減に努めるものとする。

(委託料の支払い)

第9条 本市は、委託業務実施報告書及び前条の成果品の提出があった後、業務に対する検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に合格した後、本市に対し委託料の請求を行い、本市は当該請求にもとづき一括払いで受注者に委託料を支払うものとする。

(再委託)

第10条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得るものとする。

(その他)

第11条 本業務にあたって疑義の生じた場合は、双方誠意をもって協議し決定するものとする。

川越市環境方針

基本理念

川越市は、現在の環境を保全し、より良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

基本方針

川越市は、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を市独自の環境マネジメントシステムを用いて継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

- 1 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
- 2 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
- 3 市の施設、設備の適切な管理、事故の備えによる環境汚染の予防に努めます。
- 4 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
- 5 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。

また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。

- 6 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
- 7 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めていきます。

令和7年4月23日 川越市長 森田初恵

